

鹿 児 島 県 公 報

平成24年 3 月 30 日（金）第2790号



発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定例発行日（毎週火、金）
定価 送料共 1 箇月2,650円

目 次

（※については例規集登載事項）

ページ

規 則

- 鹿児島県事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則（※）（人事課取扱い） 2
- 養鶏振興法施行細則の一部を改正する規則（※）（畜産課取扱い） 2
- 建築基準法施行細則の一部を改正する規則（※）（建築課取扱い） 3

訓 令

- 鹿児島県公印規程及び鹿児島県文書規程の一部を改正する訓令（※）（学事法制課取扱い） 4

告 示

- 全国自治宝くじ事務協議会を設ける普通地方公共団体の数の増加及び全国自治宝くじ事務協議会規約の一部変更（財政課取扱い） 5
- 西日本宝くじ事務協議会を設ける普通地方公共団体の数の増加及びこれに伴う西日本宝くじ事務協議会規約の一部変更（財政課取扱い） 5
- 狩猟鳥獣の捕獲等に係る猟法の禁止（※）（自然保護課取扱い） 6
- 特定鳥獣の狩猟期間の延長（※）（自然保護課取扱い） 6
- 特定鳥獣の捕獲等の数の制限及び捕獲等に係る禁止猟法の解除（※）（自然保護課取扱い） 6
- 騒音規制法に基づく地域の指定及び規制基準等の設定（※）（環境保全課取扱い） 7
- 悪臭防止法に基づく規制地域の指定及び規制基準の設定（※）（環境保全課取扱い） 8
- 振動規制法に基づく地域の指定及び規制基準等の設定（※）（環境保全課取扱い） 10
- 騒音に係る環境基準の類型指定（※）（環境保全課取扱い） 11
- 保安林の指定（4 件）（森林整備課取扱い） 11
- 保安林の指定施業要件の変更予定に係る通知の掲示（森林整備課取扱い） 13
- 介護保険法に基づく指定居宅サービス事業の廃止（介護福祉課取扱い） 13
- 介護保険法に基づく指定居宅介護支援事業の廃止（介護福祉課取扱い） 13
- 介護保険法に基づく指定介護療養型医療施設の指定の辞退（介護福祉課取扱い） 13
- 介護保険法に基づく指定介護予防サービス事業の廃止（介護福祉課取扱い） 14
- 障害者自立支援法に基づく指定障害者支援施設の指定の辞退（6 件）（障害福祉課取扱い） 14
- 養殖共済に係る一定の水域の設定（水産振興課取扱い） 15
- 県営土地改良事業に係る換地処分（農地整備課取扱い） 19
- 基本測量の終了（監理課取扱い） 20
- 公共測量の終了（監理課取扱い） 20
- 河川敷地の用途廃止（河川課取扱い） 20
- 鹿児島県指定金融機関事務取扱要綱等の一部を改正する要綱（※）（会計課取扱い） 20
- 総括指定金融機関の指定，指定金融機関等の名称，取扱店舗及び取扱事務の範囲の一部改正（※）（会計課取扱い） 21
- 鹿児島県収納代理金融機関のうち郵便貯金銀行の指定の一部改正（※）（会計課取扱い） 22
- 障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定

	（鹿児島地域振興局取扱い） 22
○障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業の廃止（2件）	
	（北薩地域振興局取扱い） 22
	（始良・伊佐地域振興局取扱い） 22
○障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定（4件）	
	（大隅地域振興局取扱い） 22
○障害者自立支援法に基づく指定障害者支援施設の指定	（大隅地域振興局取扱い） 23
公 告	
○第11次鳥獣保護事業計画の公表	（自然保護課取扱い） 24
○特定鳥獣（ヤクシカ）保護管理計画の公表	（自然保護課取扱い） 24
○競争入札の参加者の資格に関する公告（2件）	（管財課取扱い） 24

規 則

鹿児島県事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年 3 月 30 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

鹿児島県規則第14号

鹿児島県事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則

鹿児島県事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則（平成12年鹿児島県規則第88号）の一部を次のように改正する。

別表総務部の表中「5の項」を「4の項」に改める。

別表環境林務部の表中「3の項第9号」を「3の項第10号」に改め、同表第1号中「の同意」を「に係る協議書」に改める。

附 則

この規則は、平成24年 4 月 1 日から施行する。

.....

養鶏振興法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年 3 月 30 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

鹿児島県規則第15号

養鶏振興法施行細則の一部を改正する規則

養鶏振興法施行細則（昭和36年鹿児島県規則第43号）の一部を次のように改正する。

別記第1号様式中「第7条第2項の規定による確認を受けたいので、」を「第7条第2項の規定による確認を受けたいので」に、

「備考1 ふ化場が2箇所以上ある場合は、2から5までを別紙としてふ化場ごとに記載すること。

2 4の表の経験の期間の欄には、種卵のふ化に従事した期間を記載すること。を

3 氏名を自署する場合においては、押印を省略することができる。」

「（注）1 氏名又は代表者氏名を自署する場合は、押印は不要です。

2 ふ化場が2箇所以上ある場合は、2から5までを別紙としてふ化場ごとに記載してください。

3 4の表の経験の期間の欄には、種卵のふ化に従事した期間を記載してください。に、

備考 この様式は、九州各県（沖縄県を除く。以下同じ。）の共通様式ですの
で、宛先を書き換えていただければ、九州各県で使用できます。

」

「 氏名又は名称及び代表者氏名

下記のふ化場について、養鶏振興法第8条第1項の規定による確認を受けたいので、を申請します。 」

「 氏名又は名称及び代表者氏名 印

登録都道府県名、登録番号及び登録年月日

下記のふ化場について、養鶏振興法第8条第1項の規定による確認を受けたいので に、申請します。 」

「 2 登録都道府県名

3 登録番号

4 登録年月日

を 「 2 ふ化場の名称及びその所在地 に、 「 7 ふ化に常

5 ふ化場の名称及び所在地

3 ふ化場の施設 」

6 ふ化場の施設 」

時従事する者」を「 4 ふ化に常時従事する者」に、

「 8 ふ化場の施設の配置状況

備考 1 ふ化場が2箇所以上ある場合は、5から8までを別紙としてふ化場ごとに を記載すること。

2 7の表の経験の期間の欄には、種卵のふ化に従事した期間を記載すること。 」

「 5 ふ化場の施設の配置状況

（注） 1 氏名又は代表者氏名を自署する場合は、押印は不要です。

2 ふ化場が2箇所以上ある場合は、2から5までを別紙としてふ化場ごとに記載してください。

3 4の表の経験の期間の欄には、種卵のふ化に従事した期間を記載して に改めください。

備考 この様式は、九州各県（沖縄県を除く。以下同じ。）の共通様式ですの
で、宛先を書き換えていただければ、九州各県で使用できます。 」

る。

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

.....

建築基準法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年3月30日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

鹿児島県規則第16号

建築基準法施行細則の一部を改正する規則

建築基準法施行細則（平成元年鹿児島県規則第5号）の一部を次のように改正する。

第14条中「又は同項第2号に掲げる特別用途地区」を「、同項第2号に掲げる特別用途地区又は同項第2号の2に掲げる特定用途制限地域」に、「第48条各項又は法第49条各項」を「第48条第1項から第13項までの規定又は法第49条若しくは第49条の2の条例」に改める。

第25条第2項中「法第48条第13項」を「第48条第14項」に改める。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則の施行の際現に都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第2号の2に掲げる特定用途制限地域として指定されている地域内に存する建築物についての改正後の建築基準法施行細則第14条の規定の適用については、同条中「その指定又は変更の告示のあった日から」とあるのは「建築基準法施行細則の一部を改正する規則（平成24年鹿児島県規則第16号）の施行の日から」とする。

鹿児島県訓令第 2 号

鹿児島県公印規程及び鹿児島県文書規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成24年 3 月 30 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

鹿児島県公印規程及び鹿児島県文書規程の一部を改正する訓令
（鹿児島県公印規程の一部改正）

第 1 条 鹿児島県公印規程（昭和27年鹿児島県訓令甲第 8 号）の一部を次のように改正する。

「

別表中	鹿児島県印	方45 方21	鹿児島 県印	学事法制課	を
-----	-------	------------	---	-------	---

」

「

鹿児島県印	方45 方21	鹿児島 県印	学事法制課	
鹿児島県印	方18	〇〇地域振興局用 鹿児島 県印	各地域振興局 総務企画部総 務企画課	に，
鹿児島県印	方18	〇〇支庁用 鹿児島 県印	各支庁総務企 画部総務企画 課	

」

「

方28	〇〇地域振興局用 鹿児島県 知事印	を	方28 方18 知事印	に，
-----	---	---	--	----

」

方28	〇 〇 支 庁 用 鹿 児 島 県 知 事 印	を	方28 方18 〇 〇 支 庁 用 鹿 児 島 県 知 事 印	に，
-----	---	---	--	----

「自然保護課
森林整備課」を「自然保護課」に，「林業振興課」を「森林経営課」に改める。

（鹿児島県文書規程の一部改正）

第 2 条 鹿児島県文書規程（昭和60年鹿児島県訓令第10号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 中	林業振興課 森林整備課	林振 森整	を
---------	--	--	---

森林経営課 かごしま材振興課 森づくり推進課	森経 材振 森推	に，
--	--	----

危機管理防災課	危防	を
---------	----	---

危機管理防災課 原子力安全対策課	危防 原安	に改める。
---	--	-------

附 則

この訓令は，平成24年 4 月 1 日から施行する。

告 示

鹿児島県告示第413号

全国自治宝くじ事務協議会を設ける普通地方公共団体の数を次の 1 のように増加し，及び全国自治宝くじ事務協議会規約の一部を変更する規約を次の 2 のように定めた。

平成24年 3 月 30 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 全国自治宝くじ事務協議会を設ける普通地方公共団体の数の増加
全国自治宝くじ事務協議会を設ける普通地方公共団体に熊本市を加える。
- 2 全国自治宝くじ事務協議会規約の一部変更
全国自治宝くじ事務協議会規約の一部を変更する規約
全国自治宝くじ事務協議会規約の一部を次のように変更する。
第 3 条第 2 号中「相模原市」の次に「，熊本市」を加える。
第 6 条中「委員 9 人」を「委員10人」に改める。

附 則

- 1 この規約は，平成24年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規約による変更後の規約（以下「変更後の規約」という。）第 8 条第 1 項の規定により平成25年 3 月 31 日までの間に委員に選任された者の任期は，変更後の規約第 8 条第 2 項の規定にかかわらず，同日までとする。

鹿児島県告示第414号

西日本宝くじ事務協議会を設ける普通地方公共団体の数を次の 1 のように増加し，及びこれ

に伴い西日本宝くじ事務協議会規約の一部を変更する規約を次の2のように定めた。

平成24年 3 月 30 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 西日本宝くじ事務協議会を設ける普通地方公共団体の数の増加
西日本宝くじ事務協議会を設ける普通地方公共団体に熊本市を加える。
- 2 西日本宝くじ事務協議会規約の一部変更
西日本宝くじ事務協議会規約の一部を変更する規約
西日本宝くじ事務協議会規約の一部を次のように変更する。
第3条中「広島市及び岡山市」を「広島市、岡山市及び熊本市」に改める。
第6条中「委員21人」を「委員22人」に改める。
第17条第2項中「広島県及び岡山県」を「広島県、岡山県及び熊本県」に改め、「岡山市に」の次に「、熊本県にあつては熊本県知事及び熊本市長の協議により定めた割合をもつて熊本県及び熊本市に」を加える。

附 則

この規約は、平成24年 4 月 1 日から施行する。

鹿児島県告示第415号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第12条第2項の規定により、次のとおり狩猟鳥獣の捕獲等に係る猟法を禁止する。

平成24年 3 月 30 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

捕獲等に係る猟法を禁止する狩猟鳥獣の種類	捕獲等に係る猟法を禁止する区域	捕獲等に係る猟法を禁止する期間	禁止する猟法
ニホンジカ	屋久島	平成24年 4 月 1 日から平成29年 3 月 31日まで	締付け防止機能を備えていないくくりわなを使用する方法

鹿児島県告示第416号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第14条第2項の規定により、次のとおり特定鳥獣の狩猟期間を延長する。

平成24年 3 月 30 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

狩猟期間を延長する特定鳥獣の種類	狩猟期間を延長する区域	延長する狩猟期間
ヤクシカ	屋久島	平成24年 4 月 1 日から平成29年 3 月 31日までの期間のうち毎年 2 月 16日から 3 月 15日までの期間

鹿児島県告示第417号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第14条第3項の規定により、特定鳥獣の捕獲等の数の制限及び捕獲等に係る禁止猟法の一部を次のとおり解除する。

平成24年 3 月 30 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 特定鳥獣の捕獲等の数の制限の解除

捕獲等の数の制限を解除する特定鳥獣の種類	捕獲等の数の制限を解除する区域	捕獲等の数の制限を解除する期間	解除後の捕獲等の数の1日当たりの上限
ヤクシカ	屋久島	平成24年4月1日から平成29年3月31日まで	制限無し

2 特定鳥獣の捕獲等に係る禁止猟法の解除

捕獲等に係る禁止猟法を解除する特定鳥獣の種類	捕獲等に係る禁止猟法を解除する区域	捕獲等に係る禁止猟法を解除する期間	禁止を解除する猟法
ヤクシカ	屋久島	平成24年4月1日から平成29年3月31日まで	輪の直径が12センチメートルを超えるくくりわなを使用する方法及び締付け防止金具が装着されていないくくりわなを使用する方法

鹿児島県告示第418号

騒音規制法（昭和43年法律第98号。以下「法」という。）第3条第1項の規定による騒音について規制する地域、法第4条第1項の規定による特定工場等において発生する騒音についての規制基準、特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準（昭和43年^{厚生省}_{建設省}告示第

1号。以下「特定建設作業騒音告示」という。）別表の第1号の規定による区域及び騒音規制法第17条第1項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令（平成12年総理府令第15号。以下「自動車騒音限度令」という。）別表備考の規定による区域を次のとおり定め、平成24年4月1日から施行する。

なお、平成19年3月9日鹿児島県告示第370号（騒音規制法に基づく地域の指定及び規制基準等の設定）は、平成24年3月31日限り廃止する。

平成24年 3 月 30 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

1 法第3条第1項の規定による騒音について規制する地域

- (1) 肝付町のうち、別紙図面に緑色、黄緑色、黄色及び赤色で表示する地域
- (2) 錦江町及び知名町のうち、それぞれ別紙図面に黄緑色、黄色、赤色及び青色で表示する区域
- (3) さつま町、湧水町、中種子町、瀬戸内町及び和泊町のうち、それぞれ別紙図面に黄緑色、黄色及び赤色で表示する区域
- (4) 三島村、十島村、屋久島町及び徳之島町のうち、それぞれ別紙図面に黄色、赤色及び青色で表示する区域
- (5) 長島町、大崎町、東串良町、南大隅町、南種子町、龍郷町、喜界町、天城町、伊仙町及び与論町のうち、それぞれ別紙図面に黄色及び赤色で表示する区域
- (6) 大和村及び宇検村のうち、それぞれ別紙図面に黄色で表示する区域

2 法第4条第1項の規定による特定工場等において発生する騒音についての規制基準

時間の区分 区域の区分	昼間（午前8時から午後7時まで）	朝（午前6時から午前8時まで） 夕（午後7時から午後10時まで）	夜間（午後10時から翌日の午前6時まで）

第 1 種区域	別紙図面に緑色で表示する区域	50デシベル以下	45デシベル以下	40デシベル以下
第 2 種区域	別紙図面に黄緑色及び黄色で表示する区域	60デシベル以下	50デシベル以下	45デシベル以下
第 3 種区域	別紙図面に赤色で表示する区域	65デシベル以下	60デシベル以下	50デシベル以下
第 4 種区域	別紙図面に青色で表示する区域	70デシベル以下	65デシベル以下	55デシベル以下

3 特定建設作業騒音告示別表の第 1 号の規定による区域

- (1) 別紙図面に緑色、黄緑色、黄色及び赤色で表示する区域
- (2) 別紙図面に青色で表示する区域のうち、学校教育法（昭和22年法律第26号）第 1 条に規定する学校、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第 7 条第 1 項に規定する保育所、医療法（昭和23年法律第205号）第 1 条の 5 第 1 項に規定する病院及び同条第 2 項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの、図書館法（昭和25年法律第118号）第 2 条第 1 項に規定する図書館並びに老人福祉法（昭和38年法律第133号）第 5 条の 3 に規定する特別養護老人ホームの敷地の周囲80メートル以内の区域

4 自動車騒音限度省令別表備考の規定による区域

次の表の左欄に掲げる区域を同表の右欄に掲げる区域とする。

区 域	自動車騒音限度省令別表備考の各号に掲げる区域
別紙図面に緑色及び黄緑色で表示する区域	a区域
別紙図面に黄色で表示する区域	b区域
別紙図面に赤色及び青色で表示する区域	c区域

（別紙図面は省略し、その図面を鹿児島県環境林務部環境保全課及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第419号

悪臭防止法（昭和46年法律第91号。以下「法」という。）第 3 条に規定する規制地域及び法第 4 条の規定による当該規制地域に係る規制基準を次のとおり定め、平成24年 4 月 1 日から施行する。

なお、平成21年12月15日鹿児島県告示第1234号（悪臭防止法に基づく規制地域の指定及び規制基準の設定）は、平成24年 3 月31日限り廃止する。

平成24年 3 月30日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

第 1 物質濃度規制に係るもの

1 規制地域

- (1) 瀬戸内町、長島町、大崎町及び龍郷町のそれぞれ全域
- (2) 屋久島町及び知名町のうち、それぞれ別紙図面に赤色及び緑色で表示する区域
- (3) 湧水町、錦江町、中種子町及び和泊町のうち、それぞれ別紙図面に赤色で表示する区域
- (4) 東串良町、肝付町、南種子町及び徳之島町のうち、それぞれ別紙図面に緑色で表示する区域

2 規制基準

- (1) 法第 4 条第 1 項第 1 号の規制基準

特定悪臭物質の種類	別紙図面に赤色で表示する区域	別紙図面に緑色で表示する区域
	ppm	ppm
アンモニア	1	2
メチルメルカプタン	0.002	0.004

硫化水素	0.02	0.06
硫化メチル	0.01	0.05
二硫化メチル	0.009	0.03
トリメチルアミン	0.005	0.02
アセトアルデヒド	0.05	0.1
プロピオンアルデヒド	0.05	0.1
ノルマルブチルアルデヒド	0.009	0.03
イソブチルアルデヒド	0.02	0.07
ノルマルバレルアルデヒド	0.009	0.02
イソバレルアルデヒド	0.003	0.006
イソブタノール	0.9	4
酢酸エチル	3	7
メチルイソブチルケトン	1	3
トルエン	10	30
スチレン	0.4	0.8
キシレン	1	2
プロピオン酸	0.03	0.07
ノルマル酪酸	0.001	0.002
ノルマル吉草酸	0.0009	0.002
イソ吉草酸	0.001	0.004

(2) 法第4条第1項第2号の規制基準

特定悪臭物質（メチルメルカプタン、硫化メチル、二硫化メチル、アセトアルデヒド、スチレン、プロピオン酸、ノルマル酪酸、ノルマル吉草酸及びイソ吉草酸を除く。）の種類ごとに(1)に掲げる規制基準の値を基礎として悪臭防止法施行規則（昭和47年総理府令第39号。以下「規則」という。）第3条に定める方法により算出して得た流量

(3) 法第4条第1項第3号の規制基準

特定悪臭物質の種類	排出水の量の区分	別紙図面に赤色で表示する区域	別紙図面に緑色で表示する区域
メチルメルカプタン		mg/l	mg/l
	$Q \leq 0.001$	0.03	0.06
	$0.001 < Q \leq 0.1$	0.007	0.01
硫化水素	$0.1 < Q$	0.002	0.003
	$Q \leq 0.001$	0.1	0.3
	$0.001 < Q \leq 0.1$	0.02	0.07
硫化メチル	$0.1 < Q$	0.005	0.02
	$Q \leq 0.001$	0.3	2
	$0.001 < Q \leq 0.1$	0.07	0.3
二硫化メチル	$0.1 < Q$	0.01	0.07
	$Q \leq 0.001$	0.6	2
	$0.001 < Q \leq 0.1$	0.1	0.4
	$0.1 < Q$	0.03	0.09

注 Qは、工場その他の事業場から敷地外に排出される排出水の量（ m^3/s ）を表す。

第2 臭気指数規制に係るもの

1 規制地域

さつま町の全域

2 規制基準

(1) 法第4条第2項第1号の規制基準

区域の区分	臭気指数
別紙図面に赤色で表示する区域	12
別紙図面に緑色で表示する区域	15

(2) 法第4条第2項第2号の規制基準

(1)に掲げる規制基準の値を基礎として規則第6条の2に定める方法により算出した臭気排出強度又は臭気指数

(3) 法第4条第2項第3号の規制基準

(1)に掲げる規制基準の値を基礎として規則第6条の3に定める方法により算出した臭気指数

(別紙図面は省略し、その図面を鹿児島県環境林務部環境保全課及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鹿児島県告示第420号

振動規制法（昭和51年法律第64号。以下「法」という。）第3条第1項の規定による地域、法第4条第1項の規定による特定工場等において発生する振動についての規制基準、振動規制法施行規則（昭和51年総理府令第58号。以下「規則」という。）別表第1付表の第1号の規定による特定建設作業の規制に係る区域並びに規則別表第2備考1及び2の規定による道路交通振動の限度に係る区域及び時間を次のとおり定め、平成24年4月1日から施行する。

なお、平成19年3月9日鹿児島県告示第372号（振動規制法に基づく地域の指定及び規制基準等の設定）は、平成24年3月31日限り廃止する。

平成24年3月30日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

1 法第3条第1項の規定による地域

(1) 知名町のうち、別紙図面に緑色、赤色及び青色で表示する地域

(2) さつま町、湧水町、錦江町、肝付町、中種子町、瀬戸内町及び和泊町のうち、それぞれ別紙図面に緑色及び赤色で表示する区域

2 法第4条第1項の規定による特定工場等において発生する振動についての規制基準

時間の区分 区域の区分		昼間（午前8時から午後7時まで）	夜間（午後7時から翌日の午前8時まで）
第1種区域	別紙図面に緑色で表示する区域	60デシベル以下	55デシベル以下
第2種区域	別紙図面に赤色及び青色で表示する区域	65デシベル以下	60デシベル以下

3 規則別表第1付表の第1号の規定による特定建設作業の規制に係る区域

(1) 別紙図面に緑色及び赤色で表示する区域

(2) 別紙図面に青色で表示する区域のうち、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第1項に規定する保育所、医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの、図書館法（昭和25年法律第118号）第2条第1項に規定する図書館並びに老人福祉法（昭和38年法律第133号）第5条の3に規定する特別養護老人ホームの敷地の周囲80メートル以内の区域

4 規則別表第2備考1及び2の規定による道路交通振動の限度に係る区域及び時間

(1) 区域

次の表の左欄に掲げる区域を同表の右欄に掲げる区域とする。

区 域	規則別表第2備考1の各号に掲げる区域
別紙図面に緑色で表示する区域	第1種区域
別紙図面に赤色及び青色で表示する区域	第2種区域

(2) 時間

昼 間	午前8時から午後7時まで
夜 間	午後7時から翌日の午前8時まで

(別紙図面は省略し、その図面を鹿児島県環境林務部環境保全課及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鹿児島県告示第421号

環境基本法（平成 5 年法律第91号）第16条第 2 項の規定により、騒音に係る環境基準について（平成10年 9 月30日環境庁告示第64号）の第 1 の 1 に規定する地域の類型を当てはめる地域を次のとおり指定し、平成24年 4 月 1 日から施行する。

なお、平成18年 9 月19日鹿児島県告示第1437号（騒音に係る環境基準の類型指定）は、平成24年 3 月31日限り廃止する。

平成24年 3 月30日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

地域の類型	当てはめる地域
A	さつま町、湧水町、錦江町、肝付町、中種子町、瀬戸内町、和泊町及び知名町の区域（以下「対象区域」という。）のうち、都市計画法（昭和43年法律第100号）第 9 条第 1 項、第 3 項及び第 4 項に規定する第一種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域及び第二種中高層住居専用地域
B	対象区域のうち、都市計画法第 9 条第 5 項から第 7 項までに規定する第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域
C	対象区域のうち、都市計画法第 9 条第 8 項から第11項までに規定する近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域

鹿児島県告示第422号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の 2 第 1 項の規定により、次のとおり保安林として指定する。

平成24年 3 月30日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 保安林の所在場所
鹿児島市喜入一倉町11622番 1（次の図に示す部分に限る。）
- 2 指定の目的
水源のかん養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鹿児島県環境林務部森林整備課及び鹿児島市役所に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第423号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の 2 第 1 項の規定により、次のとおり保安林として指定する。

平成24年 3 月30日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 保安林の所在場所
枕崎市東鹿籠字花河内三3088番、3092番 2、字立場谷3220番 1 から3220番 7 まで、3220番 8（次の図に示す部分に限る。）
- 2 指定の目的
水源のかん養
- 3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鹿児島県環境林務部森林整備課及び枕崎市役所に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第424号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林として指定する。

平成24年 3 月 30 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

1 保安林の所在場所

薩摩川内市下甕町片野浦字小嶽472番 1

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県環境林務部森林整備課及び薩摩川内市役所に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第425号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林として指定する。

平成24年 3 月 30 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

1 保安林の所在場所

鹿児島市吉野町9668番 2，9669番 2，9670番 2

2 指定の目的

土砂の崩壊の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県環境林務部森林整備課及び鹿児島市役所に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第426号

平成24年 3 月 9 日鹿児島県告示第272号（以下「告示第272号」という。）で告示した保安林の指定施業要件の変更予定に係る通知の相手方の所在が不分明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、その通知の内容を指宿市役所に掲示するとともに、その要旨を告示する。

平成24年 3 月 30 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

所在が不分明な者の氏名	通 知 の 要 旨	
	指定施業要件の変更予定保安林の所在場所	変更後の指定施業要件
伊佐休夫	指宿市山川成川字西小谷平3138番	告示第272号の変更後の
川口獅子太	指宿市山川成川字西小谷平3138番，3140番	指定施業要件のとおり

鹿児島県告示第427号

介護保険法（平成 9 年法律第123号）第75条の規定により、指定居宅サービス事業者から次のとおり廃止の届出があった。

平成24年 3 月 30 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

事 業 所		指定居宅サービス事業者			廃 止 年 月 日	サービ スの 種 類
名 称	所 在 地	名 称	主たる事務所の 所在地	代表者の氏 名		
宮内クリニック	薩摩川内市宮内 町2026番地 2	社会医療法人鹿 児島愛心会	鹿屋市新川町 6081番地 1	徳田 哲	平成24年 3 月 31 日	訪問介護
グリーンコープ デイサービスみ どりのお家伊敷 台	鹿児島市伊敷三 丁目25番20号	グリーンコープ かごしま生活協 同組合	鹿児島市伊敷五 丁目25番40号	川原ひろみ	平成24年 3 月 31 日	通所介護
宮内クリニック	薩摩川内市宮内 町2026番地 2	社会医療法人鹿 児島愛心会	鹿屋市新川町 6081番地 1	徳田 哲	平成24年 3 月 31 日	通所リハ ビリテー ション

鹿児島県告示第428号

介護保険法（平成 9 年法律第123号）第82条第 2 項の規定により、指定居宅介護支援事業者から次のとおり廃止の届出があった。

平成24年 3 月 30 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

事 業 所		指定居宅介護支援事業者			廃 止 年 月 日	サービ スの 種 類
名 称	所 在 地	名 称	主たる事務所の 所在地	代表者の氏 名		
宮内クリニック	薩摩川内市宮内 町2026番地 2	社会医療法人鹿 児島愛心会	鹿屋市新川町 6081番地 1	徳田 哲	平成24年 3 月 31 日	居宅介護 支援

鹿児島県告示第429号

介護保険法（平成 9 年法律第123号）第113条の規定により、指定介護療養型医療施設から次のとおり指定の辞退について届出があった。

平成24年 3 月 30 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

施 設		指定介護療養型医療施設の開設者			辞 退 年 月 日	サービ スの 種 類
名 称	所 在 地	名 称	主たる事務所の 所在地	代表者の氏 名		
浜崎病院	霧島市隼人町東	医療法人生成会	霧島市隼人町東	濱崎 高裕	平成24年	介護療養

	郷90		郷90		3 月 31 日	施設サー ビス
--	-----	--	-----	--	----------	------------

鹿児島県告示第430号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5の規定により、指定介護予防サービス事業者から次のとおり廃止の届出があった。

平成24年 3 月 30 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

事 業 所		指定介護予防サービス事業者			廃 止 年 月 日	サービ スの 種 類
名 称	所 在 地	名 称	主たる事務所の 所在地	代表者の氏 名		
宮内クリニック	薩摩川内市宮内 町2026番地 2	社会医療法人鹿 児島愛心会	鹿屋市新川町 6081番地 1	徳田 哲	平成24年 3 月 31 日	介護予防 訪問介護
グリーンコープ デイサービスみ どりのお家伊敷 台	鹿児島市伊敷三 丁目25番20号	グリーンコープ かごしま生活協 同組合	鹿児島市伊敷五 丁目25番40号	川原ひろみ	平成24年 3 月 31 日	介護予防 通所介護
宮内クリニック	薩摩川内市宮内 町2026番地 2	社会医療法人鹿 児島愛心会	鹿屋市新川町 6081番地 1	徳田 哲	平成24年 3 月 31 日	介護予防 通所リハ ビリテー ション

鹿児島県告示第431号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第47条の規定により、指定障害者支援施設から次のとおり指定の辞退の申出があった。

平成24年 3 月 30 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

指定障害者支援施設		設 置 者			辞 退 年 月 日	障 害 福 祉 サービ スの 種 類
名 称	所 在 地	名 称	主たる事務所の 所在地	代表者の氏 名		
星の園	大島郡龍郷町赤 尾木1356番地	社会福祉法人愛 誠会	大島郡龍郷町赤 尾木1356番地	堅山 榮三	平成24年 3 月 31 日	旧法施設 支援

鹿児島県告示第432号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第47条の規定により、指定障害者支援施設から次のとおり指定の辞退の申出があった。

平成24年 3 月 30 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

指定障害者支援施設		設 置 者			辞 退 年 月 日	障 害 福 祉 サービ スの 種 類
名 称	所 在 地	名 称	主たる事務所の 所在地	代表者の氏 名		
ワークセンター 奄美	大島郡龍郷町浦 字脇田1820番地	社会福祉法人瑞 穂会	大島郡龍郷町浦 字脇田1820番地	堅山 秀海	平成24年 3 月 30 日	旧法施設 支援
ジョイワーク奄 美	大島郡龍郷町浦 字脇田1820番地	社会福祉法人瑞 穂会	大島郡龍郷町浦 字脇田1820番地	堅山 秀海	平成24年 3 月 30 日	旧法施設 支援

鹿児島県告示第433号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第47条の規定により、指定障害者支援施設から次のとおり指定の辞退の申出があった。

平成24年 3 月 30 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

指定障害者支援施設		設 置 者			辞 退 年 月 日	障 害 福 祉 サ ー ビ ス の 種 類
名 称	所 在 地	名 称	主たる事務所の 所在地	代表者の氏 名		
知的障害者援護 施設北星園	出水市美原町 3151番地	社会福祉法人参 同会	出水市美原町 3151番地	今村シズ子	平成24年 3 月 31 日	旧法施設 支援

鹿児島県告示第434号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第47条の規定により、指定障害者支援施設から次のとおり指定の辞退の申出があった。

平成24年 3 月 30 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

指定障害者支援施設		設 置 者			辞 退 年 月 日	障 害 福 祉 サ ー ビ ス の 種 類
名 称	所 在 地	名 称	主たる事務所の 所在地	代表者の氏 名		
はまゆり学園	大島郡喜界町赤 連38番地	社会福祉法人緑 喜会	大島郡喜界町赤 連38番地	中山 続	平成24年 3 月 31 日	旧法施設 支援

鹿児島県告示第435号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第47条の規定により、指定障害者支援施設から次のとおり指定の辞退の申出があった。

平成24年 3 月 30 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

指定障害者支援施設		設 置 者			辞 退 年 月 日	障 害 福 祉 サ ー ビ ス の 種 類
名 称	所 在 地	名 称	主たる事務所の 所在地	代表者の氏 名		
第一知覧育成園	南九州市知覧町 郡9047－ 1	社会福祉法人敬 和会	南九州市知覧町 郡9047－ 1	松久保秀徳	平成24年 3 月 30 日	旧法施設 支援

鹿児島県告示第436号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第47条の規定により、指定障害者支援施設から次のとおり指定の辞退の申出があった。

平成24年 3 月 30 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

指定障害者支援施設		設 置 者			辞 退 年 月 日	障 害 福 祉 サ ー ビ ス の 種 類
名 称	所 在 地	名 称	主たる事務所の 所在地	代表者の氏 名		
滝の園	大島郡宇検村須 古字阿京757番 地	社会福祉法人恵 友会	大島郡宇検村須 古字阿京757番 地	大友 良治	平成24年 3 月 31 日	旧法施設 支援

鹿児島県告示第437号

漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第118条第 3 項の規定により、同法第114条第 3 号に掲げる養殖業の養殖共済に係る一定の水域（以下「加入区」という。）を次のように定めた。

なお、この告示は、その共済責任期間の開始日が平成24年 3 月 30 日以後の日である共済契約について適用し、その共済責任期間の開始日が同日前の日である共済契約については、なお従前の例による。

また、平成20年 9 月 1 日鹿児島県告示第1302号（養殖共済に係る一定の水域の設定）の 1 の表長島町口之福浦加入区、長島町茅屋小島元加入区、長島町茅屋田竹加入区、長島町浜瀧加入区、長島町温浦加入区及び長島町温浦高串加入区の項、 2 の表長島町口之福浦加入区、長島町

– 16 –

茅屋小島元加入区、長島町茅屋田竹加入区、長島町北方崎加入区、長島町浜漣加入区、長島町温浦加入区及び長島町温浦高串加入区の項並びに12の表長島町口之福浦加入区、長島町茅屋小島元加入区、長島町茅屋田竹加入区、長島町北方崎加入区、長島町浜漣加入区、長島町温浦加入区及び長島町温浦高串加入区の項を削る。

平成24年3月30日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

1 小割り式1年魚はまち養殖業

加 入 区 の 名 称	水 域
長島町長島加入区	鹿特区魚第32号、第33号、第34号、第37号、第38号及び第39号漁業権の漁場の区域

2 小割り式2年魚はまち養殖業

加 入 区 の 名 称	水 域
長島町長島加入区	鹿特区魚第32号、第33号、第34号、第37号、第38号及び第39号漁業権の漁場の区域

3 小割り式3年魚はまち養殖業

加 入 区 の 名 称	水 域
長島町長島加入区	鹿特区魚第32号、第33号、第34号、第37号、第38号及び第39号漁業権の漁場の区域

4 小割り式1年魚たい養殖業

加 入 区 の 名 称	水 域
長島町長島加入区	鹿特区魚第32号、第33号、第34号、第35号、第36号、第37号、第38号及び第39号漁業権の漁場の区域

5 小割り式2年魚たい養殖業

加 入 区 の 名 称	水 域
長島町長島加入区	鹿特区魚第32号、第33号、第34号、第35号、第36号、第37号、第38号及び第39号漁業権の漁場の区域

6 小割り式3年魚たい養殖業

加 入 区 の 名 称	水 域
長島町長島加入区	鹿特区魚第32号、第33号、第34号、第35号、第36号、第37号、第38号及び第39号漁業権の漁場の区域

7 小割り式ふぐ養殖業

加 入 区 の 名 称	水 域
長島町長島加入区	鹿特区魚第32号、第33号、第34号、第35号、第36号、第37号、第38号及び第39号漁業権の漁場の区域

8 小割り式1年魚かんぱち養殖業

加 入 区 の 名 称	水 域
長島町長島加入区	鹿特区魚第32号、第33号、第34号、第37号、第38号及び第39号漁業権の漁場の区域

9 小割り式2年魚かんぱち養殖業

加 入 区 の 名 称	水 域
長島町長島加入区	鹿特区魚第32号、第33号、第34号、第37号、第38号及び第39号漁業権の漁場の区域

10 小割り式3年魚かんぱち養殖業

加 入 区 の 名 称	水 域
長島町長島加入区	鹿特区魚第32号、第33号、第34号、第37号、第38号及び第39号漁業権の漁場の区域

11 小割り式ひらめ養殖業

加 入 区 の 名 称	水 域
長島町長島加入区	鹿特区魚第32号，第33号，第34号，第35号，第36号，第37号，第38号及び第39号漁業権の漁場の区域

12 小割り式1年魚すずき養殖業

加 入 区 の 名 称	水 域
長島町長島加入区	鹿特区魚第32号，第33号，第34号，第35号，第36号，第37号，第38号及び第39号漁業権の漁場の区域

13 小割り式2年魚すずき養殖業

加 入 区 の 名 称	水 域
長島町長島加入区	鹿特区魚第32号，第33号，第34号，第35号，第36号，第37号，第38号及び第39号漁業権の漁場の区域

14 小割り式2年魚ひらまさ養殖業

加 入 区 の 名 称	水 域
長島町長島加入区	鹿特区魚第32号，第33号，第34号，第37号，第38号及び第39号漁業権の漁場の区域

15 小割り式3年魚ひらまさ養殖業

加 入 区 の 名 称	水 域
長島町長島加入区	鹿特区魚第32号，第33号，第34号，第37号，第38号及び第39号漁業権の漁場の区域

16 小割り式まあじ養殖業

加 入 区 の 名 称	水 域
長島町長島加入区	鹿特区魚第32号，第33号，第34号，第35号，第36号，第37号，第38号及び第39号漁業権の漁場の区域

17 小割り式1年魚しまあじ養殖業

加 入 区 の 名 称	水 域
長島町長島加入区	鹿特区魚第32号，第33号，第34号，第35号，第36号，第37号，第38号及び第39号漁業権の漁場の区域

18 小割り式2年魚しまあじ養殖業

加 入 区 の 名 称	水 域
長島町長島加入区	鹿特区魚第32号，第33号，第34号，第35号，第36号，第37号，第38号及び第39号漁業権の漁場の区域

19 小割り式2年魚まはた養殖業

加 入 区 の 名 称	水 域
長島町長島加入区	鹿特区魚第32号，第33号，第34号，第35号，第36号，第37号，第38号及び第39号漁業権の漁場の区域

20 小割り式3年魚まはた養殖業

加 入 区 の 名 称	水 域
長島町長島加入区	鹿特区魚第32号，第33号，第34号，第35号，第36号，第37号，第38号及び第39号漁業権の漁場の区域

21 小割り式4年魚まはた養殖業

加 入 区 の 名 称	水 域
-------------	-----

長島町長島加入区	鹿特区魚第32号，第33号，第34号，第35号，第36号，第37号，第38号及び第39号漁業権の漁場の区域
----------	---

22 小割り式すぎ養殖業

加 入 区 の 名 称	水 域
長島町長島加入区	鹿特区魚第32号，第33号，第34号，第35号，第36号，第37号，第38号及び第39号漁業権の漁場の区域

23 小割り式まさば養殖業

加 入 区 の 名 称	水 域
長島町長島加入区	鹿特区魚第32号，第33号，第34号，第35号，第36号，第37号，第38号及び第39号漁業権の漁場の区域

24 小割り式2年魚めばる養殖業

加 入 区 の 名 称	水 域
長島町長島加入区	鹿特区魚第32号，第33号，第34号，第35号，第36号，第37号，第38号及び第39号漁業権の漁場の区域

25 小割り式3年魚めばる養殖業

加 入 区 の 名 称	水 域
長島町長島加入区	鹿特区魚第32号，第33号，第34号，第35号，第36号，第37号，第38号及び第39号漁業権の漁場の区域

26 小割り式4年魚めばる養殖業

加 入 区 の 名 称	水 域
長島町長島加入区	鹿特区魚第32号，第33号，第34号，第35号，第36号，第37号，第38号及び第39号漁業権の漁場の区域

27 小割り式かわはぎ養殖業

加 入 区 の 名 称	水 域
長島町長島加入区	鹿特区魚第32号，第33号，第34号，第35号，第36号，第37号，第38号及び第39号漁業権の漁場の区域

28 小割り式2年魚くろまぐろ養殖業

加 入 区 の 名 称	水 域
長島町長島加入区	鹿特区魚第32号，第33号，第34号，第35号，第36号，第37号，第38号及び第39号漁業権の漁場の区域

29 小割り式3年魚くろまぐろ養殖業

加 入 区 の 名 称	水 域
長島町長島加入区	鹿特区魚第32号，第33号，第34号，第35号，第36号，第37号，第38号及び第39号漁業権の漁場の区域

30 小割り式4年魚くろまぐろ養殖業

加 入 区 の 名 称	水 域
長島町長島加入区	鹿特区魚第32号，第33号，第34号，第35号，第36号，第37号，第38号及び第39号漁業権の漁場の区域

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定により、土地改良事業県営中山間地域総合整備沖永良部地区徳時換地区の換地計画に係る換地処分を、平成24年3月12日に行った。

平成24年 3 月 30 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

鹿児島県告示第439号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第2項の規定により、国土地理院長から平成23年6月17日鹿児島県告示第648号で告示した基本測量の実施は、平成24年3月5日終了した旨の通知があった。

平成24年 3 月 30 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

鹿児島県告示第440号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、大隅地域振興局長から平成23年9月16日鹿児島県告示第915号で告示した公共測量の実施は、平成24年3月15日終了した旨の通知があった。

平成24年 3 月 30 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

鹿児島県告示第441号

二級河川稲荷川水系稲荷川における河川区域の変更により、次のとおり廃川敷地等が生じた。
なお、その関係図面は、鹿児島県土木部河川課及び鹿児島県鹿児島地域振興局建設部建設総務課に備え置いて縦覧に供する。

平成24年 3 月 30 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 河川の名称
稲荷川水系稲荷川
- 2 廃川敷地等が生じた年月日
平成24年 3 月 30 日
- 3 廃川敷地等の位置
鹿児島市春日町 9 番16，同 9 番16地先及び同 9 番10地先
- 4 廃川敷地等の種類及び数量
 - (1) 種類 土地
 - (2) 数量 6.97平方メートル

鹿児島県告示第442号

鹿児島県指定金融機関事務取扱要綱等の一部を改正する要綱を次のように定めた。

平成24年 3 月 30 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

鹿児島県指定金融機関事務取扱要綱等の一部を改正する要綱

（鹿児島県指定金融機関事務取扱要綱の一部改正）

第1条 鹿児島県指定金融機関事務取扱要綱（昭和62年鹿児島県告示第584号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「，母子・寡婦福祉資金償還金及び高等学校授業料」を「及び母子・寡婦福祉資金償還金」に改める。

別記第1号様式その1中「その1」を削り，同様式その2を削る。

（鹿児島県指定代理金融機関事務取扱要綱の一部改正）

第2条 鹿児島県指定代理金融機関事務取扱要綱（昭和62年鹿児島県告示第585号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「，母子・寡婦福祉資金償還金及び高等学校授業料」を「及び母子・寡婦福祉資金償還金」に改める。

（鹿児島県収納代理金融機関事務取扱要綱の一部改正）

第3条 鹿児島県収納代理金融機関事務取扱要綱（昭和62年鹿児島県告示第586号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「，母子・寡婦福祉資金償還金及び高等学校授業料」を「及び母子・寡婦福祉資金償還金」に改める。

第10条第7項中「5営業日の正午まで，」の次に「南日本銀行甑島支店及び同下甑支店並びに」を加える。

別記第5号様式その1中「その1」を削り，同様式その2を削る。

（鹿児島県収納代理金融機関のうち郵便貯金銀行に関する事務取扱要綱の一部改正）

第4条 鹿児島県収納代理金融機関のうち郵便貯金銀行に関する事務取扱要綱（平成12年鹿児島県告示第481号）の一部を次のように改正する。

第3条中「，高等学校授業料」を削る。

第4条第1項中「，高等学校授業料の収納にあつては窓口現金収納（窓口収納のうち現金により収納する方法をいう。）及び口座振替収納（公金を郵便貯金銀行が取り扱う自動払込みにより収納する方法をいう。）とし」を削る。

第5条第1項第2号及び第3号を削り，同項第4号中「，高等学校授業料収納取扱店又は口座取扱店」を削り，同号を同項第2号とし，同条第2項中「，高等学校授業料収納取扱店，口座取扱店」を削る。

第6条を次のように改める。

（郵便貯金銀行の使用する印章）

第6条 公金の収納のために使用する郵便貯金銀行の印章は，郵便貯金銀行収納済印とする。

2 郵便貯金銀行収納済印は，郵便貯金銀行が定める出納印であつて，次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1) 径25ミリメートル程度の差込式又は回転式の日付印であること。

(2) 収納代理金融機関の名称が明記されていること。

第7条中「郵便貯金銀行（県税等収納取扱店及び高等学校授業料収納取扱店に限る。）」を「県税等収納取扱店」に改める。

第8条第1項中「及び高等学校授業料収納取扱店」を削り，同条第3項中「高等学校授業料の口座振替収納並びに」を削る。

第10条を削り，第11条を第10条とし，第12条を削り，第13条を第11条とし，第14条から第16条までを2条ずつ繰り上げる。

「第3章 月計表及び証拠書類」を「第3章 証拠書類」に改める。

第3章中第17条を削り，第18条を第15条とし，第19条を第16条とし，第20条を第17条とする。

第4章中第21条を第18条とし，第22条を第19条とし，第23条を第20条とする。

別表を削る。

別記第1号様式から別記第4号様式までを削る。

附 則

- 1 この要綱は，平成24年3月30日から施行する。ただし，第3条中第10条第7項の改正規定は，同年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際現に改正前の要綱に規定する様式により作成されている用紙は，当分の間，必要な調整をして使用することができる。

鹿児島県告示第443号

平成16年2月10日鹿児島県告示第333号（総括指定金融機関の指定，指定金融機関等の名称，取扱店舗及び取扱事務の範囲）の一部を次のように改正し，平成24年4月1日から施行する。

平成24年3月30日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

3 の(1)の表住友信託銀行株式会社の項中「住友信託銀行株式会社」を「三井住友信託銀行株式会社」に改める。

鹿児島県告示第444号

平成19年 9 月 28 日鹿児島県告示第1470号（鹿児島県収納代理金融機関のうち郵便貯金銀行の指定）の一部を次のように改正し、平成24年 3 月 30 日から施行する。

平成24年 3 月 30 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

2 を削り、3 を2 とする。

鹿児島地域振興局告示第31号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第29条第 1 項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者として指定した。

平成24年 3 月 30 日

鹿児島地域振興局長 椿哲哉

事 業 所		申 請 者			指 定 年 月 日	障 害 福 祉 サ ー ビ ス の 種 類
名 称	所 在 地	名 称	主たる事務所の 所在地	代表者の氏 名		
障害者就労支援 施設にしべっふ の里	鹿児島市西別府 町2035番地 3	社会福祉法人希 望会	姶良市下名2992 番地	中村浩一郎	平成24年 3 月 1 日	就労継続 支援 B 型

北薩地域振興局告示第16号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第46条第 1 項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり指定障害福祉サービスの事業の廃止の届出があった。

平成24年 3 月 30 日

北薩地域振興局長 前田哲志

事 業 所		指定障害福祉サービス事業者			廃 止 年 月 日	障 害 福 祉 サ ー ビ ス の 種 類
名 称	所 在 地	名 称	主たる事務所の 所在地	代表者の氏 名		
知的障害者援護 施設北星園	出水市美原町 3151番地	社会福祉法人参 同会	出水市美原町 3151番地	今村シズ子	平成24年 3 月 31 日	短期入所

姶良・伊佐地域振興局告示第14号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第46条第 1 項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり指定障害福祉サービスの事業の廃止の届出があった。

平成24年 3 月 30 日

姶良・伊佐地域振興局長 堤清利

事 業 所		指定障害福祉サービス事業者			廃 止 年 月 日	障 害 福 祉 サ ー ビ ス の 種 類
名 称	所 在 地	名 称	主たる事務所の 所在地	代表者の氏 名		
サンライズ	伊佐市大口大田 130番地 1	医療法人慈和会	伊佐市大口大田 68番地	永田 雅子	平成24年 3 月 31 日	短期入所

大隅地域振興局告示第 5 号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第29条第 1 項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者として指定した。

平成24年 3 月 30 日

大隅地域振興局長 田中和彦

事 業 所		申 請 者			指 定 年 月 日	障 害 福 祉 サ ー ビ ス の 種 類
名 称	所 在 地	名 称	主たる事務所の 所在地	代表者の氏 名		
社会就労支援センターのどか園	曽於市末吉町諏訪方10231番地	社会福祉法人大多福会	曽於市末吉町諏訪方10231番地	福永 俊一	平成24年 2 月 1 日	生活介護 ・就労継続支援 B 型

大隅地域振興局告示第 6 号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第29条第 1 項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者として指定した。

平成24年 3 月 30 日

大隅地域振興局長 田中和彦

事 業 所		申 請 者			指 定 年 月 日	障 害 福 祉 サ ー ビ ス の 種 類
名 称	所 在 地	名 称	主たる事務所の 所在地	代表者の氏 名		
NPO隣の会多機能型ピアハウス	鹿屋市笠之原町7401番地 5	特定非営利活動法人隣の会	鹿屋市笠之原町7401番地 5	齊藤 鈴子	平成24年 2 月 1 日	就労継続支援 B 型

大隅地域振興局告示第 7 号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第29条第 1 項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者として指定した。

平成24年 3 月 30 日

大隅地域振興局長 田中和彦

事 業 所		申 請 者			指 定 年 月 日	障 害 福 祉 サ ー ビ ス の 種 類
名 称	所 在 地	名 称	主たる事務所の 所在地	代表者の氏 名		
高之峯園	曽於市末吉町深川1706番地 1	社会福祉法人めぐみ会	曽於市末吉町深川1706番地 1	徳留 紀壽	平成24年 3 月 1 日	短期入所

大隅地域振興局告示第 8 号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第29条第 1 項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者として指定した。

平成24年 3 月 30 日

大隅地域振興局長 田中和彦

事 業 所		申 請 者			指 定 年 月 日	障 害 福 祉 サ ー ビ ス の 種 類
名 称	所 在 地	名 称	主たる事務所の 所在地	代表者の氏 名		
深川農園	曽於市末吉町深川8153番地 2	特定非営利活動法人清粋会	曽於市末吉町二之方5010番地 4	柳井田勇二	平成24年 3 月 7 日	就労移行支援・就労継続支援 B 型

大隅地域振興局告示第 9 号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第29条第 1 項の規定により、次のとおり指定障害者支援施設として指定した。

平成24年 3 月 30 日

大隅地域振興局長 田中和彦

指定障害者支援施設		設 置 者			指 定 年 月 日	障 害 福 祉 サ ー ビ ス の 種 類
名 称	所 在 地	名 称	主たる事務所の 所在地	代表者の氏 名		
高之峯園	曽於市末吉町深 川1706番地 1	社会福祉法人め ぐみ会	曽於市末吉町深 川1706番地 1	徳留 紀壽	平成24年 3 月 1 日	生活介護 ・施設入 所支援

公 告

第11次鳥獣保護事業計画の公表

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第4条第1項の規定により、第11次鳥獣保護事業計画を別冊のとおり定めた。

平成24年 3 月 30 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

（「別冊」は、省略し、鹿児島県環境林務部自然保護課、各地域振興局農林水産部林務水産課、熊毛支庁農林水産部林務水産課、熊毛支庁屋久島事務所農林普及課及び大島支庁農林水産部林務水産課に備え置いて縦覧に供する。）

特定鳥獣（ヤクシカ）保護管理計画の公表

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第7条第1項の規定により、特定鳥獣（ヤクシカ）保護管理計画を別冊のとおり定めた。

平成24年 3 月 30 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

（「別冊」は、省略し、鹿児島県環境林務部自然保護課、各地域振興局農林水産部林務水産課、熊毛支庁農林水産部林務水産課、熊毛支庁屋久島事務所農林普及課及び大島支庁農林水産部林務水産課に備え置いて縦覧に供する。）

競争入札の参加者の資格に関する公告

平成24年度において、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、当該調達契約に係る一般競争入札及び指名競争入札（以下「競争入札」という。）に参加する者に必要な資格等について、次のとおり公告する。

平成24年 3 月 30 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

1 調達をする物品等の種類

物品の購入（電気・通信機器類、計測・理化学機器類、焼却炉及び車両類）

2 競争入札に参加する者に必要な資格

- (1) 物品の購入等に係る競争入札参加資格審査要綱（昭和52年鹿児島県告示第166号。以下「資格審査要綱」という。）に基づく知事の入札参加資格審査を受け、入札参加資格を有すると認められた者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 次のアからケまでのいずれにも該当しない者であること。

なお、資格要件確認のため、鹿児島県警察本部に照会する場合がある。

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

イ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

ウ 役員等（資格審査要綱第1条の2第4号に規定する役員等をいう。以下同じ。）が、

暴力団員であると認められる法人又は個人

エ 暴力団又は暴力団員が、その経営に実質的に関与している法人又は個人

オ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用している法人又は個人

カ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、いかなる名義をもってするかを問わず、金銭、物品その他の財産上の利益を不当に提供し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している法人又は個人

キ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している法人又は個人

ク 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながら不当な行為をするためにこれらを利用している法人又は個人

ケ アからクまでに定める者の依頼を受けて入札に参加しようとする法人又は個人

(4) 調達をする物品等の特質により、(1)から(3)までに規定する資格以外に必要な資格を定めることがある。

3 入札参加資格審査の申請の方法、時期等

(1) 申請の方法

所定の入札参加資格審査申請書に次に掲げる書類を添付して、直接又は郵便若しくは民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便により提出するものとする。

ア 所定の営業概要書

イ 登記事項証明書（法人の場合に限る。）

ウ 競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者でないことを証する書類（個人の場合に限る。）

エ 納税証明書

(イ) 消費税について未納の税額がないことの証明書

(ロ) 鹿児島県の県税（同県税が課税されていない者で県外に主たる営業所を有するものにあつては、主たる営業所の所在地の都道府県税）について未納の税額がないことの証明書

オ 印鑑証明書

カ 財務諸表（法人にあつては申請書を提出する直前の期末における貸借対照表及び損益計算書、個人にあつては申請書を提出する年の前年分の所得税確定申告書の写し）

キ その他知事が必要と認める書類

(2) 申請書類の入手・提出場所及び申請に関する問合せ先

鹿児島県出納局管財課調達係

鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号 890-8577

電話番号 099-286-3826

ファックス番号 099-286-5643

(3) 申請書類の受付期間

平成24年3月30日から同年4月27日までのそれぞれの日（県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までとする。

なお、受付期間の終了後も随時受け付けるが、この場合には入札参加資格審査が競争入札に間に合わないことがある。

(4) 入札参加資格審査を受けることができない者

次のアからキまでのいずれかに該当する者は、入札参加資格審査を受けることができない。

ア 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当する者

イ 資格審査要綱第6条第1項又は第2項の規定により入札参加資格を取り消され、その処分の日から2年を経過していない者

ウ 営業に関し、許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者

エ 営業開始後 1 年を経過していない者又は営業を停止し、若しくは休止した者で営業再開後 1 年を経過していないもの。ただし、知事が特に必要と認める場合は、この限りでない。

オ 暴力団

カ その役員等が、次のいずれかに該当する法人又は個人

(ア) 暴力団員

(イ) 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用している者

(ウ) 暴力団又は暴力団員に対していかなる名義をもってするかを問わず、金銭、物品その他の財産上の利益を不当に提供し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

(エ) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

(オ) 暴力団又は暴力団員であることを知りながら不当な行為をするためにこれらを利用している者

キ 暴力団又は暴力団員が、その経営に実質的に関与している法人又は個人

(5) 入札参加資格審査結果の通知

入札参加資格審査結果の通知書を郵便により送付する。

(6) 申請書類の作成において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨とする。

4 入札参加資格の有効期間

入札参加資格を取得した日から平成24年 9 月 30 日までとする。

5 競争入札の公示の方法

競争入札を行う場合は、鹿児島県公報により公告する。

.....

競争入札の参加者の資格に関する公告

平成24年度において、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、当該調達契約に係る一般競争入札及び指名競争入札（以下「競争入札」という。）に参加する者に必要な資格等について、次のとおり公告する。

平成24年 3 月 30 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

1 調達をする特定役務の種類

(1) システム開発業務（システム開発及びプログラム作成）

(2) コンピュータ関連保守業務（パソコンの保守及びシステムの保守管理）

(3) O A 機器賃貸業務（O A 機器の賃貸）

(4) 旅客運送業務（スクールバスの運行）

2 競争入札に参加する者に必要な資格

(1) 役務の提供等の業務に関する契約に係る競争入札参加資格審査要綱（平成14年鹿児島県告示第1481号。以下「資格審査要綱」という。）に基づき知事が行う入札参加資格審査を受け、入札参加資格を有すると認められた者（入札参加資格を停止されている者を除く。）であること。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の 4 の規定に該当しない者であること。

(3) 次のアからケまでのいずれにも該当しない者であること。

なお、資格要件確認のため、鹿児島県警察本部に照会する場合がある。

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第77号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

イ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

ウ 役員等（資格審査要綱第 2 条第 5 号に規定する役員等をいう。以下同じ。）が、暴力

団員であると認められる法人又は個人

エ 暴力団又は暴力団員が、その経営に実質的に関与している法人又は個人

オ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用している法人又は個人

カ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、いかなる名義をもってするかを問わず、金銭、物品その他の財産上の利益を不当に提供し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している法人又は個人

キ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している法人又は個人

ク 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながら不当な行為をするためにこれらを利用している法人又は個人

ケ アからクまでに定める者の依頼を受けて入札に参加しようとする法人又は個人

(4) 調達をする特定役務の特質により、(1)から(3)までに規定する資格以外に必要な資格を定めることがある。

3 入札参加資格審査の申請の方法、時期等

(1) 申請の方法

所定の入札参加資格審査申請書に次に掲げる書類を添付して、直接又は郵便若しくは民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便により提出するものとする。

ア 所定の営業概要書

イ 印鑑証明書

ウ 登記事項証明書（法人の場合に限る。）

エ 競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者でないことを証する書類（個人の場合に限る。）

オ 直前1事業年度の貸借対照表及び損益計算書（個人にあつては、直近の所得税確定申告書の写し）

カ 所定の有資格職員名簿及びそれを証する書類

キ 競争入札に参加しようとする業務について許可、認可等を必要とする場合にあつては、その許可、認可等を受けていることを証する書類

ク 納税証明書

(ア) 消費税及び地方消費税について未納の税額がないことの証明書

(イ) 鹿児島県の県税（同県税が課税されていない者で県外に主たる事務所又は事業所を有するものにあつては、主たる事務所又は事業所の所在地の都道府県税）について未納の税額がないことの証明書

ケ その他知事が必要と認める書類

(2) 申請書類の入手・提出場所及び申請に関する問合せ先

鹿児島県出納局管財課調達係

鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号 890-8577

電話番号 099-286-3826

(3) 申請書類の受付期間

平成24年3月30日から同年4月27日までのそれぞれの日（県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までとする。

なお、受付期間の終了後も随時受け付けるが、この場合には入札参加資格審査が競争入札に間に合わないことがある。

(4) 入札参加資格審査を受けることができない者

次のアからキまでのいずれかに該当する者は、入札参加資格審査を受けることができない。

ア 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当する者

イ 3の(1)のキの許可、認可等を受けていない者

- ウ 営業開始後2年を経過していない者又は営業を停止し、若しくは休止した者で営業再開後2年を経過していないもの。ただし、知事が特に必要と認める場合は、この限りでない。
- エ 資格審査要綱第10条第1項又は第2項の規定により入札参加資格を取り消された者で、その処分の日から2年を経過していないもの
- オ 暴力団
- カ その役員等が、次のいずれかに該当する法人又は個人
 - （ア）暴力団員
 - （イ）自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用している者
 - （ウ）暴力団又は暴力団員に対していかなる名義をもってするかを問わず、金銭、物品その他の財産上の利益を不当に提供し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - （エ）暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - （オ）暴力団又は暴力団員であることを知りながら不当な行為をするためにこれらを利用している者
- キ 暴力団又は暴力団員が、その経営に実質的に関与している法人又は個人
- （5） 入札参加資格審査結果の通知
入札参加資格審査結果の通知書を郵便により送付する。
- （6） 申請書類の作成において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨とする。
- 4 入札参加資格の有効期間
資格を有すると決定された日から平成25年12月31日までとする。
- 5 競争入札の公示の方法
競争入札を行う場合は、鹿児島県公報により公告する。